

社会貢献事業の実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、一般財団法人茨城県建設技術公社（以下「技術公社」という。）の社会貢献事業積立資産を活用した事業（以下「社会貢献事業」という。）の実施について必要な事項を定める。

(対象とする事業)

第2条 社会貢献事業は、技術公社定款に定める目的の範囲において先駆的な試みを行う事業を対象とする。

2 社会貢献事業の実施期間は、単年度を原則とする。

(事業の提案)

第3条 県または市町村（以下「事業者」という。）は、社会貢献事業を実施しようとするときは、事業概要等を記載した依頼書を技術公社に提出する。

(事業の採択)

第4条 技術公社は、当該事業の必要性、費用及び期待される効果等を総合的に考慮のうえ、事業の採択を決定する。

2 技術公社は、社会貢献事業を採択したときは、事業者に対し採択の通知を行う。

(事業の実施)

第5条 社会貢献事業は、事業者と技術公社が共同で実施する。

2 事業者は、提案した依頼書に沿って事業を主導する。

3 事業者と技術公社は、事業の実施について必要に応じ覚書を交換する。

(費用の負担)

第6条 社会貢献事業の実施に係る費用については、技術公社が負担する。

(事業の公表と成果の活用)

第7条 事業者と技術公社は、事業の実施状況及びその成果を公表する。

2 事業者又は技術公社は、事業成果の活用に努める。

(損害の負担)

第8条 事業を実施するうえで、事業者及び技術公社いずれかの責に帰さない理由により第三者が損害を受けた場合、その措置については双方が協議して定める。

(その他)

第9条 本要項に定めるもののほか、疑義が生じたときは技術公社と事業者が協議して定める。

付 則

この要項は、平成29年4月12日から施行する。

付 則

この要項は、平成30年7月9日から施行する。